

富士吉田市手続ガイド

～妊娠・出産時の手続き～

※各手続きでは、代理人が手続きする場合は、委任状等が必要になる場合があります。代理人が手続きを行う場合は、手続き前にお問い合わせください。

	手続項目	持ち物・注意事項	〇:必ず必要なもの		手続場所
			△:該当する方のみ必要なもの	電子手続	
【妊娠した時】	1 妊娠の届出 母子健康手帳の交付	〇医療機関発行の「妊娠届出書」 〇本人確認書類(運転免許証 等)		-	市役所東庁舎1階 健康長寿課 健康推進担当 0555-22-1111 内線 799
		※妊婦さんご本人の来庁が必要です。体調不良等で来庁が難しい場合は、ご連絡ください。 ※手続きには概ね30分ほどかかります。妊婦一般健康診査受診票等を配布します。			
【出生した時】	2 出生届	〇出生届(出生証明書) 〇母子健康手帳 〇印鑑 △国民健康保険証(該当者のみ)		-	市役所本庁舎 1階 市民課 窓口・戸籍担当 0555-22-1111 内線 145 ※夜間・土日祝日は、市役所1階 宿日直室のみ
●出生届を本市に届出された場合、3及び4の手続きの申請書は市民課でお渡しします。また、5～11の手続きは、届出後に健康長寿課、子育て支援課にまわっていただきます。					
	3 国民健康保険の手続き お子さんの国民健康保険の加入	〇届出人の本人確認書類(運転免許証 等) 〇世帯主のマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード、通知カード 等) 〇印鑑		-	市役所本庁舎 1階 市民課 国民健康保険室 0555-22-1111 内線 171
	※出産した日から14日以内に手続きください。	※場合により、税務課(市民税担当 内線124)にて、国民健康保険税の説明をいたします。			
	4 国民健康保険の手続き 出産育児一時金の申請	〇出産した方の保険証 〇出産費用の領収・明細書原本(医療機関等から発行されたもの) 〇世帯主の通帳等(振込先のわかるもの) 〇世帯主の印鑑 〇出産した方のマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード、通知カード 等) △直接支払制度に関する合意文書原本(医療機関等と合意を交わしたもの)		-	
	※出産した方が国民健康保険加入中の場合 ※医療機関等で直接支払制度(国民健康保険から医療機関へ直接出産費用を支払う制度)に合意し、出産費用が支給額(42万円)を上回った場合、手続きは不要です。				
●富士吉田市国民健康保険以外の健康保険に加入している世帯は、勤務先へお問い合わせください。					
	5 定期予防接種予診票の交付	〇母子健康手帳		-	市役所東庁舎1階 健康長寿課 健康推進担当 0555-22-1111 内線 771

※各手続きでは、代理人が手続きする場合は、委任状等が必要になる場合があります。
代理人が手続きを行う場合は、手続き前にお問い合わせください。

手続き項目	持ち物・注意事項	〇:必ず必要なもの △:該当する方のみ必要なもの		電子 手続	郵送 手続	手続場所
6 児童手当の手続き 中学校卒業までの子どもを養育している方に支給します。 ※出産した日から15日以内に手続きください。	〇窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証等） 【第1子の出生など新規の場合】 〇申請者名義の通帳等(振込先の分かるもの) 〇申請者及び配偶者のマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード、通知カード等) ※その他、必要に応じて提出する書類があります。 ※原則、申請した月の翌月から支給となります。ただし、誕生日が月末に近い場合は申請日が翌月になっても誕生日の翌日から15日以内に申請すれば申請月分から支給となります。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなります。			可	可	子育て支援センター 1階 子育て支援課 0555-22-1111 内線 563~565
7 子育て応援医療費の助成 18歳到達後最初の3月31日までの子どもを養育している方に支給します。 ひとり親家庭医療費 18歳以下の児童を扶養しているひとり親家庭	〇保護者とお子様の健康保険被保険者証 〇保護者名義の通帳等(振込先の分かるもの) 〇保護者及びお子様のマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード、通知カード等) 〇届出人の印鑑 ※その他、必要に応じて提出する書類があります。			-	-	
8 児童扶養手当の手続き 父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭など	〇児童扶養手当認定申請書 〇戸籍謄本 〇通帳等(振込先の分かるもの) ※所得による制限があります。 ※その他、必要に応じて提出する書類があります。			-	-	
9 やまなし子育て応援カード交付申請 協賛店舗で応援カードを提示すると、お得なサービスが受けられます	〇本人確認書類 △古い応援カード(ある方のみ)			-	-	
10 こんにちは赤ちゃん事業申込み 乳児家庭全戸訪問	〇出生連絡票 ※出生届のときと一緒にご提出ください。			-	可	
11 市営住宅等の入居者異動の手続き 入居者の異動 ※市営住宅等へ入居されている方	※お電話にてお問い合わせください。			-	-	市役所本庁舎 3階 建築住宅課 0555-22-1111 内線292・293

※手続きの多くは、本人確認書類が必要となります。

本人確認書類とは以下になります。

・官公署発行の写真付き身分証明書・・・1点確認

運転免許証／住民基本台帳カード(顔写真有)／マイナンバーカード／パスポート／障害者手帳／在留カード／特別永住者証明書 など

・上記をお持ちでない方・・・2点確認

健康保険証／住民基本台帳カード(顔写真無)／年金手帳／年金証書／介護保険証／社員証／学生証 など

富士吉田市役所庁舎

